

関西電力株式会社の事案に類似する事案の有無など
に係る報告徴収についての報告

令和2年4月17日

東京電力ホールディングス株式会社

1. 報告の経緯

令和2年4月6日に経済産業大臣から当社に対して、電気事業法第106条第3項の規定に基づき、関西電力株式会社（以下、「関西電力」という。）の役職員による金品受領等の事案（以下、「本件事案」という。）を踏まえ経済産業大臣が令和元年9月27日に関西電力に対して発出した報告徴収命令に対する回答（以下、「回答」という。）の内容に類似する事案の有無等についての報告徴収（以下、「本報告徴収」という。）が発出された。

このため当社は、所要の調査を行うとともに、事実関係の整理等を行い、本報告徴収に対する報告を取り纏めた。

なお、本報告の内容については、会社法第372条第1項の規定に基づき、令和2年4月16日に取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項として通知している。

2. 本報告徴収において報告することを求められた事項

- ・回答における内容（役職員による金品受領、不適切な工事発注・契約、電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填等）に類似する事案（以下、「関西電力の事案に類似する事案」という。）の有無
- ・本件事案が発覚した後、コンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた内容及びコンプライアンスの遵守に係る今後の計画（以下、「コンプライアンス遵守への取り組み等」という。）

3. 関西電力の事案に類似する事案の有無に関する調査の概要

（1）調査項目

- ①役職員による金品受領の有無
- ②不適切な工事発注・契約の有無
- ③電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無

（2）調査方法

（1）の調査項目のうち、①については、当社は、本件事案が発覚した後の昨年10月、社外取締役を含む全役員及び原子力部門の幹部等に対してヒアリング調査を実施しており、関西電力と同様の事案は確認されていない。しかしながら、本報告徴収を受け、改めて役員及び幹部職員等（注1）に対してヒアリング（メールによるものを含む）により調査を実施した。

②については、資材発注に関する職務権限を有するなど、資材発注に影響を及ぼし得る特別管理職以上の役職員（注2）に対してヒアリング及びアンケートにより調査を実施した。

③については、役員報酬に関する記録を確認することにより調査を実施した。

(注1) 社外取締役を含む全役員、基幹事業会社社長及び原子力発電所長等の幹部職員 (計 31 名)

(注2) 上記 (注1) 記載の者らに加え、原子力・立地部門の特別管理職等 (約 700 名) 及び原子力・立地部門以外の役付の特別管理職等 (約 400 名)

(3) 調査結果

(1) ①ないし③のいずれについても、関西電力の事案に類似する事案は確認されなかった。

4. 本報告徴収に対する報告

(1) 関西電力の事案に類似する事案の有無
無し

(2) コンプライアンス遵守への取り組み等

当社は、本件事案の発覚後、イントラネットを通じて、基幹事業会社を含む全役職員に向けて、社長から東京電力グループ企業倫理遵守に関する行動基準 (以下、「行動基準」という。) の周知・徹底を図った。また、グループ会社を含む各所の企業倫理担当者を集めた会議を開催し、企業倫理遵守及び当社の内部通報窓口である「東京電力グループ企業倫理相談窓口」 (以下、「相談窓口」という。) の利活用について、社長及び社外相談窓口を務める弁護士から呼びかけるとともに、イントラネットを通じて、基幹事業会社を含む全役職員に向けて、相談窓口のさらなる利活用を周知・徹底している。

なお、相談窓口に寄せられた通報・相談事案は、東京電力グループ企業倫理委員会にすべて報告・付議されているほか、その他企業倫理違反を含む経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクが現実化した場合には、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において迅速かつ的確に対応している。これらの通報・相談事案等については、必要に応じてその事案の内容や再発防止策等を公表することとしている。

関西電力第三者委員会の報告書公表後は、当該報告書の内容等について、関係役員に共有するとともに、東京電力グループ企業倫理委員会の委員である社外有識者に対しても共有し、意見交換を実施している。

また、イントラネットを通じて、基幹事業会社を含めた全役職員に向けて、改めて相談窓口の利活用を呼びかけるとともに、基幹事業会社を含む各所の企業倫理担当者に対して当該報告書の内容等を共有し、各所においても行動基準を再確認するよう指示している。

なお、本年5月開催予定の東京電力グループ企業倫理委員会において、改めて報告書の内容等について共有するとともに、当社における今後の対応を審議する予定である。

当社としては、原子力データ改ざんの不祥事が発生した平成14年に、社外有識者を委員に含む企業倫理委員会を設置し、企業倫理を遵守した業務運営の実践・定着に向けて取り組んでいるところであり、引き続き、そうした取り組みを確実に実施していく。

2020年度は、以下の取り組み等を予定している。

- ・新入社員研修（実施済み）
- ・役員研修
- ・企業倫理担当者向け研修
- ・企業倫理に関する意識調査
- ・トップメッセージ
- ・メールマガジンによるコンプライアンス情報の配信
- ・東京電力グループ企業倫理相談窓口の周知・徹底 など

以上